

裁量世帯

裁量世帯とは、入居者または同居者が次に掲げる項目に該当する世帯をいいます。

- ア. 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者がある場合には、そのいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- イ. 身体障害者手帳の交付を受け、障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの程度のものがある者
- ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当し精神障害者福祉手帳等で確認できる者および同程度の知的障害があり療育手帳等で確認できる者
- エ. 戦傷病手帳の交付を受けている者で障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合
- オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- カ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
- キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク. 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合